

第5期嬉野市農業委員会
第4回定例総会議事録

平成30年11月2日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会第4回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	下宿二本松 田を嵩上げし畑に転換	H30.11.02	了 承
	2	下宿二本松 外3筆 田を嵩上げし畑に転換	H30.11.02	了 承
報告第1号		農地法第4条第1項第8号の規定による届出について		
	1	下宿三本松 農業用倉庫	H30.11.02	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	下宿野畑 使用貸借権	H30.11.02	承 認
	2	久間後山 外1筆 賃借権	H30.11.02	承 認
	3	五町田今川 使用貸借権	H30.11.02	承 認
	4	五町田一本黒木 賃借権	H30.11.02	承 認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1～14	久間一本黒木 外25筆 賃借権・使用貸借権	H30.11.02	承 認
	嬉1～4	不動山山崎 外4筆 使用貸借権・賃借権	H30.11.02	承 認
		所有権移転		
	1	久間後山 外1筆 あっせん	H30.11.02	承 認
議案第3号		農地法第3条申請の許可について		
	1	久間辻 売買	H30.11.02	許 可
	2	五町田一本黒木 贈与	H30.11.02	許 可
	3	吉田白岩 売買	H30.11.02	許 可
議案第4号		農地法第4条申請の許可について		
	1	真崎 一般住宅(増設)	H30.11.02	承 認
	2	下宿第七区画整理 賃貸住宅用地	H30.11.02	承 認
議案第5号		農地法第5条申請の承認について		

	1	大草野石丸田 外2筆 施工ヤード設置	H30.11.02	承認
	2	下宿野畑 宅地分譲	H30.11.02	承認
	3	下宿野畑 進入路	H30.11.02	承認
	4	下野一本杉 外1筆 駐車場敷地	H30.11.02	承認

第5期嬉野市農業委員会第4回定例総会議事録

- 1 招集年月日 平成30年11月2日
- 2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室
- 3 開会日時 開会 11月2日 午後1時30分 議長 池田 博幸
及び宣告 閉会 11月2日 午後2時36分 議長 池田 博幸
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内利光	欠		7	原田謙次	出	
1	池田博幸	出	議長	8	峰正己	出	事前審査班長
2	馬場みどり	欠		9	中島文二郎	出	議事録署名
3	森和義	出		10	杉崎順憲	出	議事録署名
4	西田昭義	出	憲章朗読	11	山口安則	出	
5	植松和幸	出		12	生田健児	出	
6	山口智佐代	欠					

(職員等)

事務局長	白石伸之	主事	三根拓己
主事	永田良子	農林課主任	納富 作男

6 議事日程

- 第1 報告第1号 農地等形状変更届出について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 議案第1号 農用地利用集積計画の解約について
- 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について
- 議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について

7 会議の概要 — 午後1時30分 開会 —

局長 定刻になりました。

本日は、川内会長、馬場みどり委員、山口智佐代委員が欠席です。出席委員は、10名、定足数に達しておりますので、池田会長職務代理者の御挨拶の後、議長の開会宣言をお願いいたします。

会長職務代理者 (挨拶等)

本日の農業委員会憲章の朗読は、議席番号4番西田委員にお願いします。全員、御起立ください。

(当番委員の発声)・・・全員で唱和
御着席ください。

議長 それでは、ただ今から、第5期嬉野市農業委員会第4回定例総会を開会いたします。本日、議題としますのは、報告2件と議案は5件で、審議事項は35件です。

本日の議事録署名委員は、議席番号9番中島文二郎委員と10番杉崎順憲委員を指名いたします。よろしく願いをいたします。

それでは、報告第1号、農地等形状変更届出についてです。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、整理番号1番です。届出人は、今寺の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿二本松、地目は田、面積は111m²です。理由は、道路から機械

が入る道がなく、田としての利用が難しいため、田の嵩上げをして畑に転換したいということです。東は道路、西は宅地、南は道路、北は宅地です。図面は2ページと3ページ、写真は1番を御覧ください。以上です。

議長

この件について、5番委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

写真は、1番ですが、国道に面した狭い田んぼでありましてですね。ちょうど水路が流れていまして、水はけ、特に悪くてですね。田を作るとにも、面積が狭いもんですから、畑にして野菜を作っておられます。で、排水も悪くてですね。上流の田よりも高く上げないで、ちゅうような要望もありましてですね。数十cm上げる予定でいらっしゃいます。よろしくをお願いします。

議長

引き続きまして、10月31日に第4班で実施した事前審査の結果について、班長の8番委員、報告をお願いをいたします。

班長

はい。えっと、今言われたとおりですね。まあ、今も田というより畑になってますけど、もう排水が悪くて、何もできないような感じですね。あの、申請どおりにしなきゃあ、どっちでも勝手っていう感じですね。と思います。よろしゅう、をお願いします。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、御意見等はないでしょうか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようでしたら、この案件は、報告事案でございまして、了承する委員は、挙手をお願いをいたします。

〔全員挙手〕

議長

はい、全員挙手をいただきました。農地等形状変更届出について、整理番号1番については、全員了承でございます。

続いて、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。届出人は、今寺の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿二本松、外3筆、地目は4筆とも田、面積は合計で927㎡です。理由は、水が引けず、田としての利用ができないため、田の嵩上げをして畑に転換したいということです。東は畑、道路、西は宅地、南は道路、畑、北は道路です。図面は4ページと5ページ、写真は2番を御覧ください。以上です。

議長

この件につきましても、地域担当委員は5番委員でございまして、説明、意見ををお願いをいたします。

担当地域

写真の2番ですが、ちょうど、あの新幹線の工事のためですね。以前より、あの、一時転用で、工事のために借りられておりました。で、現地がですね。道路を造ったり、水路を作ったりで、くぼ地になったためですね。畑に変えるっちゅ

うことです。よろしく、お願いします。

議 長

続きまして、事前審査の結果について、班長、報告をお願いいたします。

班 長

新幹線の工事の後で、もう嵩上げてですね。畑になってるという状態ですね。もう田なんて、全然できない。水が来んけんですね。だからもう、申請どおり、お願いします。

議 長

はい。それでは、質疑を行ないます。質問、御意見等はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようでしたら、この案件は、報告事案でございまして、了承する委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、全員挙手でございます。農地等形状変更届出について、整理番号2番については、全員了承でございます。

議 長

次に、議案書6ページ、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてでございます。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書6ページ、整理番号1番です。届出人は、下宿の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿三本松、地目は田。面積は、2159㎡のうち72㎡です。用途目的は、農業用倉庫です。東は道路、西は水路、南は田、北は水路、田です。図面は7ページと8ページ、写真は3番を御覧ください。以上です。

議 長

この件につきまして、5番委員、地域担当委員としての説明、御意見をお願いいたします。

地 域 担 当

申請はですね。現在、あの、ちょうど田んぼの端っこにですね。ビニールハウスを建てておられまして、その中にですね。小機材の農業機械とですね。いくらかの資材を置いておられます。で、あの、雨が降るたびにですね。中がもう、田んぼの高さと同じもんですから、浸水してですね。中がちょっと使いづらいということで、コンクリートの高さにですね。埋め立てをして、倉庫を建てたいということです。よろしくお願いします。

議 長

続きまして、事前審査の結果について、班長、報告をお願いいたします。

班 長

えっと、雨が降ったら、確実に濡れる状態ですね。嵩上げせんと機械も置けない、どうしようもないという状態でしたので、まあ、申請どおり、いいと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見等はないですか。はい、どうぞ。

9 番

ここは、田んなかの一部ですかね。そうすれば、いつの時点で分割ば、すつとですかね。

議 長

事務局、よかですか。

事 務 局

農地のままの利用でいいですので、この届出が承認されたら、それで着工されます。

9 番

分割登記は、せえじよかとですね。

事 務 局

はい、農地のままです。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようでしたら、この案件は、報告事案でございまして、了承する委員は、挙手をお願いをいたします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、整理番号1番については、全員了承でございます。

議 長

それでは、議案書9ページ、議案第1号、農用地利用集積計画の解約についてを議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書9ページ、整理番号1番です。貸付人は、温泉3区の〇〇〇〇様、借受人は、同じく温泉3区の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿野畑、地目は畑、面積は740㎡、利用権区分は使用貸借権で、目的は茶です。期間は平成23年11月10日から平成33年11月9日までです。解約理由は、農地法第5条の規定により市の所有地、こちらは宅地です。と、交換するためということです。合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見等はないでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いをいたします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号1番については、原案どおり承認することに決定しました。

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号2番です。貸付人は、光武の〇〇〇〇様、借受人は、同じく光武の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間後山、外1筆。地目は2筆とも田、面積は合計で2,589㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日までです。小作料は、反当たり玄米35kg、年90kg。解約理由は、あっせんによる売買で所有権移転するためということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約をした旨の通知を受けております。
以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見等ないでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号2番については、原案どおり承認することに決定しました。

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番です。貸付人は、美野辺田の〇〇〇〇様、借受人は、谷の〇〇〇〇様です。所在地は、大字五町田今川、地目は田、面積は590㎡。利用権区分は使用貸借権で、目的は大豆です。期間は平成28年4月11日から平成31年4月10日までです。解約理由は、借手を変えて、再契約をするためということです。合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見等はないでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号3番については、原案どおり承認することに決定しました。

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号4番です。貸付人は、福岡市の〇〇〇〇様、借受人は、五町田第4の〇〇〇〇様です。所在地は、大字五町田一本黒木、地目は田、面積は450㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。期間は平成26年6月1日から平成31年5月31日までです。小作料は、反当たり米15kg、年7kg。解約理由は、農地法第3条の規定により所有権移転の申請をするためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約をした旨の通知を受けております。以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、御意見等はないでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号4番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

それでは、議案書別添の表、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題とします。

皆さんに、お諮りします。利用権設定塩田町の分整理番号1番から14番までについてを一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、異議なしと認めます。利用権設定塩田町の分整理番号1番から14番までについて、農林課の説明を求めます。

農 林 課

別添の表1ページと2ページを御覧ください。利用権設定塩田町の分整理番号1番から14番までについてです。貸し手人は、南下久間の〇〇〇〇様、外12名様です。借り手人は、同じく南下久間の〇〇〇〇様、外9名様です。所在地は、大字久間一本黒木、外25筆。地目は全筆とも田面積は合計で12,417㎡です。利用権は賃借権と使用貸借権、期間につきましては2年から15年で、再設定と新規です。計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。よろしく、お願いします。

議 長

それでは、塩田町の分整理番号1番から14番までについて、質疑を行ないます。質問、意見等はないでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分整理番号1番から14番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、利用権設定塩田町の分整理番号1番から14番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

次に、利用権設定嬉野町の方でございまして、皆さんに、お諮りします。利用権設定嬉野町の方整理番号1番から4番までについてを、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、異議なしと認めます。利用権設定嬉野町の方整理番号1番から4番まで

については、農林課の説明を求めます。

農 林 課 別添の表3ページを御覧ください。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から4番までについてです。貸し手人は、湯野田の〇〇〇〇様、外3名様です。借り手人は、丹生川の〇〇〇〇様、外3名です。所在地は、大字不動山山崎、外4筆、地目は全筆とも田 面積は合計で7,565㎡です。利用権は使用貸借権と賃借権、期間につきましては5年から10年で、全て再設定です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。よろしく、お願いします。

議 長 それでは、嬉野町の分整理番号1番から4番までについて、質疑を行ないます。質問、御意見はないでしょうか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から4番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長 異議なしと認めます。議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、利用権設定嬉野町の分整理番号1番から4番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

次に、所有権移転 農地中間管理機構の塩田町の方です。整理番号1番について事務局の説明を求めます。

事 務 局 別添の表4ページ目を御覧ください。所有権移転農地中間管理機構の塩田町の分整理番号1番です。売り手人は、光武の〇〇〇〇様、買い手人は、公益社団法人佐賀県農業公社様です。所在地は、大字久間後山、外1筆。地目は2筆とも田、面積は合計で2,589㎡。所有権移転の種類は、あっせんで、利用目的は米です。対価としましては、反当たり618,000円、全体で1,600,000円です。以上です。

議 長 それでは、農地中間管理機構の塩田町の分整理番号1番について、質疑を行ないます。何か、質問、御意見等はないでしょうか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 無いようですので、採決に入ります。農地中間管理機構の塩田町の分整理番号1番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 所有権移転中間管理機構の塩田町の分整理番号1番については、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書10ページ、議案第3号、農地法第3条の規定による申請の許可についてを、議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書10ページ、整理番号1番です。売買による所有権の移転です。譲渡人は、南下久間の〇〇〇〇様です。譲受人は、同じく南下久間の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間辻、地目は畑、面積は91㎡。譲渡理由は、労力不足。譲受理由は、経営規模の拡大のためということです。売買価格は、反当たり659,341円で、全体で60,000円です。図面は11ページと12ページを御覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。質問、意見はないでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いをいたします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第3号、農地法第3条の規定による申請の許可について、整理番号1番については、原案どおり許可することに決定しました。

続いて、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。贈与による所有権の移転です。譲渡人は、福岡市の〇〇〇〇様、譲受人は、五町田第4の〇〇〇〇様です。所在地は、大字五町田一本黒木、地目は田、面積は450㎡。譲渡理由は、農業廃止。譲受理由は、経営規模の拡大のためということです。図面は13ページと14ページを御覧ください。以上です。

議 長

それでは整理番号2番について、質疑を行ないます。質問、意見はないでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いをいたします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第3号、農地法第3条の規定による申請の許可について、整理番号2番については、原案どおり許可することに決定しました。

続きまして、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番です。売買による所有権の移転です。譲渡人は、西吉田の〇〇〇〇様、譲受人は、西川内の〇〇〇〇様です。所在地は、大字吉田白岩、地目は田、面積は1,346㎡。譲渡理由は、経営縮小。譲受理由は、経営規模の拡大のためということです。売買価格は、反当たり482,912円で、全体で650,000円です。図面は15ページと16ページを御覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。質問、御意見等はないでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について、整理番号3番については、原案どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページ、議案第4号、農地法第4条の規定による申請の承認についてを、議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書17ページ、整理番号1番です。申請人は、真崎の〇〇〇〇様です。所在地は、大字真崎一本谷、地目は畑、面積は113㎡です。農地区分は、第1種農地。用途目的は、一般住宅の増設です。事由は、申請地は、休耕地である。家族が増え部屋が足りなくなり、居住地に隣接する当該農地を利用し、居室の増設をするため転用したいということです。東は宅地、西は宅地、南は田、北は水路、道路です。図面は18ページと19ページ、写真は4番を御覧ください。以上です。

議長 班長、事前審査の結果について、報告をお願いをいたします。

班長 えっと、ここはですね。周りが、申請地の周りが自分の家と、隣が公民館ですね。前の田んぼが、自分の田ということですね。もう畑ですので、宅地にしても、申請どおりでいいんじゃないかと思います。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、御意見はないでしょうか。はい、どうぞ。

9番 ここが、一種地やったですね。圃場整備地区ですね。一種地で要件があると思いますが、その要件を教えてください。

事務局 農地区分の該当事項が、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域にある農地で、一種農地と判断し、許可基準の該当事項は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接

続して設置されるもの。という基準で、許可基準を満たしているものと考えます。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いをいたします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第4号、農地法第4条の規定による申請の承認について、整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号2番です。申請人は、下岩屋1区の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿第七区画整理、地目は畑、面積は382㎡です。農地区分は、第3種農地。用途目的は、賃貸住宅用地。事由は、申請地は休耕地である。嬉野医療センター移転に伴い、社員寮として予定されているため、同時利用地の宅地を含め、賃貸住宅用地として転用したいということです。東は道路、宅地、西は宅地、南は宅地、北は道路です。図面は20ページと21ページ、写真は5番を御覧ください。以上です。

議 長

5番委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いをいたします。

地域担当

はい、写真5番ですね。区画整理地区ですね。農地のままでありましたが、もう側溝もあるし、下水も完備しておりますので、問題ないと思います。お願いします。

議 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いいたします。

班 長

今、言われたとおりですね。周りは、もう宅地で、あの、畑というてもですね。草のおえて、宅地状態ですもんね。申請どおり、いいと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見等ないでしょうか。はい、どうぞ。

4 番

事務局。転用事由にですよ。社員寮としてされているため同時利用の宅地を含め賃貸住宅用地として転用したい。とは、具体的にどういうこと。賃貸住宅を建てて、そこを社員寮にするということ。

事 務 局

賃貸住宅が、医療センター専用の社員寮になるということです。

4 番

分かりました。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可

相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。議案第4号、農地法第4条の規定による申請の承認について、整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

次に、議案書22ページ、議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について、議題といたします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書22ページ、整理番号1番です。貸付人は、長谷の〇〇〇〇様、借受人は、東亜・あおみ・森永九州新幹線、西九州、大草野トンネル外1箇所他、特定建設工事共同企業体様です。所在地は、大字大草野石丸田、外2筆、地目は3筆とも田、面積は合計で1,050㎡です。農地区分は、第2種農地用途目的は、

施

工ヤード設置。事由は、申請地は、一時転用により同様の用途で使用。九州新幹線、西九州工事の施工に当たり、継続して当該農地を施工ヤード設置として転用したいということです。東は道路、西は宅地、南は河川、北は道路です。賃借料は、反当たり200,000円、全体で年210,000円です。図面は23ページと24ページ、写真は6番を御覧ください。以上です。

議 長

このことにつきまして、4番委員、地域担当委員としての説明、御意見を願います。

地 域 担 当

ここは、もう御承知と思いますけれども、従来から、この東亜建設が借りていた土地を、また、三菱があそこに橋を架けるといふか、施工企業が違うわけですよ。そして、借りとって切れて、また最後仕上げの段階で必要になるというふうなことでして、特別、どうこうするような所ではありません。

議 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

今、言われたとおりですね。ここは、工事するときだけ転用ということですけど、まあ、この時点では申請どおりいいと思うんですけど、田んぼに戻るかなど危惧があつてこと。そういったところですよ。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。議案第5号、農地法第5条の規定による申請の承認につ

いて、整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続きまして、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番です。申請人の認識不足により、既に転用されていますので、始末書を付けての案件です。始末書によりますと、所有者は、佐賀市在住のため、農地の管理が困難であったため、平成24年ころに砂利を敷いてしまいました。農地に基づく許可申請を行うべきところを、認識不足により転用してしまい、ここに始末書を提出してお詫び申し上げます、とのことです。譲渡人は、佐賀市の〇〇〇〇様、譲受人は、温泉4区の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿野畑、地目は畑、面積は270㎡です。農地区分は、第3種農地、用途目的は、宅地分譲。事由は、申請地は、休耕地である。用途地域であり、病院・スーパー等も近く、住環境にも恵まれているため、宅地分譲として転用したいということです。東は道路、西は道路、南は宅地、北は道路です。売買価格は、反当たり15,000,000円、全体で4,050,000円です。図面は25ページと26ページ、写真は7番を御覧ください。以上です。

議長 班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班長 ここはですね。もう周りが家で、まあ畑と言っても、始末書に書いてあるとおり、畑というより完全な宅地状態ですね。まあ、草だらけだったんで、周りからも、環境的にはよか状態やったですね。申請どおりいいと思います。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶものあり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。議案第5号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続いて、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番です。譲渡人は、温泉3区の〇〇〇〇様、譲受人は、嬉野市長様です。所在地は、大字下宿野畑、地目は畑、面積は187㎡です。農地区分は、第3種農地。用途目的は、進入路。事由は、申請地は、現在休耕地である。嬉野市の所有地、宅地と交換し、職員駐車場、嬉野市総合体育館・市民センター駐車場への進入路、大型車両通行用として転用したいということです。東は畑、西は

宅地、南は宅地、北は道路です。この契約は、交換による所有権の移転です。図面は27ページと28ページ、写真は8番を御覧ください。以上です。

議長 この件につきまして、班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。
班長 この件はですね。この体育館ができるということで、体育館の車両、大型車が入るようにですね。進入路を造りたいということで、あの、元あった嬉野市の宅地と同じ面積で交換して、入口になるということですので、申請どおりでいいと思います。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見等はないでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶものあり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続いて、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号4番です。譲渡人は、井手川内の田中強様、譲受人は、澤野建設工業株式会社代表取締役澤野義毅様です。所在地は、大字下野一本杉甲2544番1、外1筆、地目は田と畑、面積は合計で246㎡で、うち田が151㎡、畑が95㎡です。農地区分は、第2種農地。用途目的は、駐車場敷地。事由は、申請地は、現在耕作をされている農地であるが、今後継続が困難ということである。会社従業員の駐車場が不足しており、会社に近い申請地を駐車場敷地として転用したいということです。東は道路、西は堤、南は宅地、田、北は道路、宅地です。売買価格は、反当たり3,252,033円、全体で800,000円です。図面は29ページと30ページ、写真は9番を御覧ください。以上です。

議長 植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いをいたします。

地域担当 ここは、澤野鉄工さんの駐車場にですね。考えて申請を出しておられます。で、あの、御覧のとおり、畑とかですね。田んぼの方に少し段差がありますが、道並みに泥を盛ってですね。会社の従業員の駐車場にと言われております。周囲もですね。境界もはっきり、あの河川側の方にもはっきり杭を打ってありましてですね。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班長 今、言われたとおりですね。ここは、道も狭くてですね。路上駐車もできない

という状態なんでですね。ここに駐車場を作ってもろうてが、スムーズに行くんじゃ、って思ってます。申請どおりいいんじゃないかと思います。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見等はないでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶものあり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号4番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。お諮りいたします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思います。委員の皆さん、何かないでしょうか。

それでは、会議を閉じます。

第5期嬉野市農業委員会第4回定例総会を閉会いたします。

(午後 2 時 3 6 分 閉会)